

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第17号

令和3年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月10日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和3年12月21日（火）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	齋	藤	詔	治	議員
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員
5番	大	泉	日出男	議員	6番	吉	川	敏	幸	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	増	田	秀	雄	議員
9番	高	橋	昭男	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年12月21日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第 8号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 7 第 9号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第10号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村 上 真 由 美	議員	2番	齋 藤 詔 治	議員
3番	戸 田 馨	議員	4番	飯 島 正 義	議員
5番	大 泉 日 出 男	議員	6番	吉 川 敏 幸	議員
7番	吉 田 俊 一	議員	8番	増 田 秀 雄	議員
9番	高 橋 昭 男	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
消 防 長	黒 田 信 浩
次 長	田 中 文 雄
次 長	小 池 稔
総 務 課 長	小 川 勝 司
予 防 課 長	伊 藤 嘉 則
指 令 室 長	後 藤 祐 一
松 伏 消 防 署 長	永 峯 秀 光
会 計 管 理 者	山 崎 純 子
監 査 委 員 代 表	小 島 伊 紀

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	赤 羽 根 浩 行
書 記 次 長	清 水 万 里
書 記	松 鷹 亮 紀
書 記	石 橋 駿 汰

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和3年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

7番 吉田俊一 議員

8番 増田秀雄 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日といたします。



◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和3年7月から令和3年11月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第4回定例会にご出席を賜り、深く感謝申し上げます次第でございます。

それでは、早速ではございますが、2点の行政報告をさせていただきます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症に係るこの夏の第5波における拡大期には、医療機関等の逼迫状況により、搬送先決定までに時間を要し、救急現場の滞在時間が長期化しておりましたことから、この経験を踏まえ、当消防組合では、救急車の稼働を最大限に確保するため、救急現場引継ぎ体制を構築し、対策を図ることといたしました。本救急現場引継ぎ体制は、緊急事態宣言下においては管轄内の感染症傷病者に係る出動件数、現場滞在時間の状況を踏まえ、24時間全日体制で実施するものでございまして、本感染症陽性者で自宅療養中などにおける救急要請時に救急隊が傷病者を観察し、保健所と協議の上、搬送の必要がある場合に、救急資格を有する消防本部職員2名が緊急走行可能な公用車で当該救急現場に出動します。救急隊から傷病者の観察や酸素投与などの処置を引継ぎし、救急隊は帰署し、消毒を実施の上、次の出動に備えます。傷病者の搬送先が決定次第、直近の救急車が現場に向かい、搬送を行います。現在は、実施する状況下にはございませんが、新たな変異株など

による急拡大期には迅速に対応を図り、万全な救急体制の構築に努めてまいります。

次に、令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、当消防組合では、今回の火災建物と類似の階段が1つしか設置されていない雑居ビル7棟を対象に、火災時の避難経路等について緊急立入検査の実施を速やかに実施いたします。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、1番、村上真由美議員の質問を許可します。

通告第1号、1番、村上真由美議員。

○1番 村上真由美議員 おはようございます。1番議員、公明党の村上真由美です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2点の質問事項についてお聞きします。

まず、1点目、近年の火災発生の推移と要因、対策についてお聞きします。お手元の資料にもございますが、令和3年の消防年報の45ページによると、管内の火災発生件数は、建物、車両、その他の合計件数で、平成30年は41件、令和元年は29件、令和2年は22件と減少していますが、死傷者は、平成30年の3人、令和元年の2人に対して令和2年は4人と増加しています。また、罹災世帯も、平成30年の26件、令和元年の7件に対して令和2年は19件と増加しております。あわせて、罹災人数も、平成30年の60人、令和元年の16人に対して令和2年は43人と増加をしております。

そこで、伺います。火災発生件数が減少する中で、死傷者を含め、罹災世帯、人数が令和2年度に増加した要因は何だと考えられるのかお聞きします。あわせて、何か対策を講じたのか。令和3年度の状況も併せて伺います。

次の質問です。火災発生情報の共有についてお聞きします。議員活動の中で様々な問合せを市民、町民の皆様から受けることがあります。例えば火災現場はどこだったのか、どのような状況だったのかなどの問合せを受けます。火災の発生は、近くにいれば分かりますが、離れた場所には分かりません。越谷市消防局では、議会議員に対して、火災発生から現場状況、結果について、メールにて情報提供をしております。当消防組合議会議員のみならず、吉川市、松伏町議会議員に越谷市のような対応はできないのか伺います。

○高橋昭男議長 ただいまの1番、村上真由美議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

伊藤嘉則予防課長。

○伊藤嘉則予防課長 予防課長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

村上議員のご質問に順次お答えいたします。初めに、1点目の近年の火災発生 of 推移と要因、対

策についてのうち、1番目の火災発生件数が減少する中で、死傷者を含め、罹災世帯、人数が令和2年に増加した要因はについてでございますが、お手元にお配りいたしました一般質問通告第1号資料を御覧ください。令和2年中の火災件数は22件で、前年比7件の減少、このうち建物火災は11件で、前年比3件の減少となっております。令和2年中の死者数は1人で、前年ともに1人となっており、高齢者の逃げ遅れにより発生したものでございます。負傷者は3人で、前年比2人増加しており、これは避難する際に負傷したものと誤ってやけどを負ってしまったものでございます。

次に、罹災世帯、罹災人員数におきましては、専用住宅や共同住宅など人が居住する建物での火災及びその建物の中の収容物のみでの火災を含め、その建物に居住する世帯が罹災世帯となっており、罹災世帯の構成人員が罹災人員となっております。また、出火した火元の建物と火元からもらい火となる類焼建物を含んだ数になります。

この点を踏まえました令和2年中の罹災世帯数は19世帯で、前年比12世帯の増加、罹災人員は43人で、前年比27人の増加となっております。

罹災世帯、罹災人員が増加した要因につきましては、令和2年中の建物火災の件数は減少しておりますが、その中で焼損棟数が令和元年の6棟に対し令和2年が11棟と5棟増加したこと、出火建物と類焼建物に住んでいた家族世帯が多かったことが罹災世帯、罹災人員が増加した要因でございます。

次に、2番目の対策についてでございますが、住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の重要性や火災予防対策について、当消防組合ホームページへの掲載、吉川市、松伏町の広報誌への掲載や防災無線などでの広報活動を実施しているところでございます。

また、令和3年4月に放火火災予防対策について吉川松伏消防組合火災予防条例に明文化したことも併せて、コンビニエンスストアや大型店舗、医療機関等へ啓発ポスターの掲示の依頼や、吉川市、松伏町の自治会長会議、自主防災会長会議、また減災リーダー認定講習会などの機会を捉え、広報活動に取り組んでいるところでございます。

放火をさせない、されない環境を整えることは、延焼火災、類焼火災を防ぐ効果もでございます。

さらに、火災予防週間中には、吉川市、松伏町にある店舗での啓発放送依頼や吉川松伏防火安全協会の協力の下、店舗にてリーフレットの配布や火災予防についての呼びかけを実施したところでございます。

次に、3番目の令和3年の状況についてでございますが、令和3年1月1日から12月17日現在におきまして、当管内での建物火災は14件発生しておりまして、11世帯29人の方が罹災し、死者2人、負傷者2人の発生となっております。

今後につきましても、火災から大切な命や財産を守るために、各火災予防対策を継続するとともに、市町民、事業所及び自治会と連携を図り、普及啓発に取り組むたいと考えております。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 改めて、おはようございます。総務課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

2点目の火災発生情報の共有についてのうち、吉川市、松伏町議会議員に、火災発生から現場状況、結果について、メールにて情報提供できないかについてでございますが、現在、当消防組合が市町民などを対象とした災害情報提供の取組については、災害情報テレホンサービスで災害情報を提供しているところでございます。村上議員のご指摘のとおり、当該テレホンサービスは、災害現場近くの方や消防車のサイレンを聞いた方がサービスを利用し、災害の内容を入手する方法でありますことから、要望される市町民の方々に火災情報などの提供方法を検討してまいります。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありますか。

1番、村上真由美議員。

○1番 村上真由美議員 ありがとうございます。初めの質問に対しては啓発運動をいただいているということで、ありがとうございます。

災害情報テレホンサービスで今後情報提供をしてくださることなのですけれども、私も議員はそのときに結構近所の方とかから聞かれることも多いですので、先日も役場にいたときに、役場の3階から煙が見えて火事だということで、どこの場所だか分からないということで、現場を確認しに行ったところ、越谷だったということもございました。なので、議員全員に情報提供ができないのであれば、せめて消防組合議会議員に対してだけでも情報提供はできないのか。また、現在、越谷市消防局で行われている議会議員に対してのメールですね、それがどのタイミングでどのように行われているのか、その2点をちょっとお聞きします。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 今回の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、一番は、私たちの活動というのは市民の命を守ることでありますから、まず火災での救出活動、消火活動、鎮火活動、そういったものにまず全力を傾けさせていただきます。また、そこから波及して命に影響がある場合は速やかな情報提供が必要だというふうには認識をしています。消防隊員、消防署の活動に深く関わるか関わらないかというところが一番大きいと思いますので、様々な検討をしっかりと重ねていきたいと思っております。

○高橋昭男議長 小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 越谷市消防本部の災害メールの状況なのですけれども、越谷市では市議会議員へ災害現場、発生場所、負傷者状況、鎮火などを災害メールで発生してから情報を提供しているというところでございます。時間的には、すぐ直ちということなのか、どの程度の時間が空いているかというのは分からないところなのですけれども、そのような状況になっております。

○高橋昭男議長 1番、村上真由美議員。

○1番 村上真由美議員 ありがとうございます。再々質問ではないですけども、隊員の皆様の負担というのも本当に分かっておりますので、そういったところも考えていただきながら、議員のほうにもご配慮いただけるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第6、第8号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明をいたします。

本案につきましては、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する団体の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり可決されました。



◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第7、第9号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第9号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

令和2年度決算は、予算現額17億5,238万円に対しまして、収入済額17億4,656万5,490円で、支出済額16億8,184万146円ございましたことから、歳入歳出差引残額は6,472万5,344円ございました。

主要な施策の成果につきまして申し上げます。1点目は、演習訓練・応援受援事務事業におきまして、まつぶし緑の丘公園、美南中央公園及び南分署を訓練会場とし、近隣消防本部の消防隊や救助隊など約20隊が参加した大規模災害連携訓練を行い、応援受援体制の連携を強化するなど、消防組織能力の維持向上を図りました。

2点目は、吉川市消防団車両整備事業におきまして、エンジンカッターなどの破壊器具を載積した多機能型消防団車両の更新を継続的に進め、効果的な運用が図れるよう、資機材取扱い研修を実施するなど、人材育成及び災害対応力の強化を図りました。また、老朽化した松伏町消防団器具置場新築解体工事を実施し、さらなる地域の防災力の充実強化を図りました。

令和2年度につきましては、補正予算などにより、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した資機材の確保や感染防止に係る施設の整備を推進するとともに、限られた手段や時間を活用し、事業を推進したものでございます。

以上が令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出しております、主要施策成果及び事業実績説明書を御覧いただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、山崎純子会計管理者。

○山崎純子会計管理者 消防組合の会計管理者を務めております吉川市の山崎でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。お手元に令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算書をご用意ください。決算書の5ページ以降が歳入歳出決算事項別明細書となっておりますので、これに沿い、主なものについ

て説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、9ページ、10ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきましては、予算現額16億4,014万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の16億4,014万4,000円でございます。前年度と比較いたしますと0.4%の増となっております。内容といたしましては、当消防組規約第14条に基づく構成市町からの常備及び非常備消防費分の負担金であり、歳入総額全体に占める割合は93.9%となっております。

構成市町である吉川市、松伏町それぞれの負担金額は、右側備考欄のとおりでございます。

なお、1節常備消防費負担金について、構成市町の負担割合を申し上げますと、吉川市が65.49%、松伏町が34.51%でございます。

次に、11ページ、12ページをお開きください。中段になります。7款組合債につきましては、収入済額が前年度比44.2%減の3,820万円でございます。内容といたしましては、吉川市消防団の車両の更新整備及び松伏町消防団の器具置場新築工事の財源として借入れを行ったものでございます。

このページの一番下の段を御覧ください。歳入合計でございますが、予算現額17億5,238万円に対しまして、収入済額は収入率99.7%の17億4,656万5,490円となり、対前年度比は689万4,504円の減、率にして0.4%の減でございます。主な要因といたしましては、国庫支出金及び組合債などの減によるものでございます。

続きまして、歳出決算について主なものを説明させていただきます。13ページ、14ページをお開きください。下段の3款消防費でございます。支出済額は、前年度比0.9%減の15億3,638万6,100円でございます。構成比で見ますと、歳出総額の91.4%を消防費が占めております。

目別に申し上げますと、1日常備消防費の支出済額が13億5,081万1,305円でございます。主な内容につきましては、右側備考欄を御覧ください。初めに、消防職員給与費が12億3,585万3,571円となっており、歳出総額の73.5%を占めております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。右側備考欄9行目の研修事業でございますが、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校の入校負担金や救急救命士養成負担金などに520万6,327円を支出いたしました。

次に、19ページ、20ページをお開きください。右側備考欄の下のほうになります。下から16行目の車両資機材管理事業でございますが、常備消防の消防車両や配備資機材を適切に維持管理するための保守点検などに要した費用で、2,005万1,605円を支出いたしました。

次に、23ページ、24ページをお開きください。備考欄の中ほどより少し下となります。下から20行目の救急活動事業でございますが、救急活動に使用する消耗品や資機材の保守点検などに要した費用であり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、感染対策用消耗資機材費の支出が増加したことから、決算額は前年度比561万261円増の1,068万5,593円となりました。

次に、25ページ、26ページをお開きください。2目消防施設費でございます。支出済額は7,392万3,155円となりました。内容といたしましては、右側備考欄、上から4行目の庁舎等維持管理事業では、新型コロナウイルス感染症対策として、吉川消防署の浴室改修や老朽化した自動火災報知機複合機の交換などに3,770万155円を支出いたしました。

また、備考欄下段の車両整備事業におきましては、はしご車の初期機能の保持及び安全性を確保するためのオーバーホール実施に伴い、車両改修料として3,622万3,000円を支出いたしました。

続きまして、同じページの下段の3目非常備消防費につきましては、支出済額が6,477万9,359円でございます。吉川市消防団並びに松伏町消防団の団員報酬や災害出務などの費用弁償、団運営補助金などに支出いたしました。

次に、29ページ、30ページをお開きください。中段の4目非常備消防施設費は、支出済額が4,687万2,281円でございます。主な内容といたしましては、備考欄中段より少し下の吉川市消防団車両整備事業におきまして、第9分団の車両整備に1,754万9,180円を、また松伏町消防団器具置場維持管理事業におきましては、第2分団の器具置場新築解体工事に伴い、2,639万100円を支出いたしました。

次に、同じページ、下段の4款公債費でございます。支出済額は、前年度比6.5%減の1億4,345万6,930円で、歳出総額に占める構成比は8.5%でございます。

最後に、31ページ、32ページをお開きください。ページの一番下の欄を御覧ください。歳出合計は、予算現額17億5,238万円に対しまして、支出済額は執行率96%の16億8,184万146円、対前年度比は3,620万8,921円の減、率にして2.1%減でございます。主な要因でございますが、公債費の減少や令和2年度に実施したはしご車オーバーホール事業の完了に伴い、基金積立金が減少したことなどによるものでございます。

以上で、令和2年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○高橋昭男議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀監査委員 監査委員を代表いたしまして、令和2年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

令和3年8月25日に議会選出の吉川監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に遵守して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

令和2年度決算におけます計数等は、先ほど会計管理者よりご説明がありましたことから、決算

並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきます。

令和2年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針や吉川松伏消防組合実施計画に基づき、財政状況、社会的情勢、消防行政需要など様々な状況に応じ、計画的かつ適正な執行がなされていたものと確認できるものでございました。

消防庁舎や消防車両の計画的な改修、更新、災害活動における関係機関との連携訓練や職員研修による人材育成の推進などにより、消防組織能力の向上につながったものと見受けられます。

さらに、広報活動を通じた防火防災思想の普及については、様々な媒体を通じ、地域に密着した啓発活動の実施、消防団に關しましては多機能型消防団車両の継続的な配備とそれに伴う研修の実施、自主防衛組織との連携など、地域防災体制の強化につながる事業が遂行されたものと評価できるものでございました。

近年の消防を取り巻く環境は、気候変動による災害の大規模かつ複雑多様化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、大きく変化している状況でございます。

今後におきましても、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、地域の安全、安心の担い手として市町民の期待に応え、組合において掲げる重点施策の実施に向け、職員一丸となった取組を期待し、令和2年度決算審査における意見とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、7番、吉田俊一議員の質疑を許可します。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 7番、松伏町議会選出の日本共産党議員団の吉田俊一でございます。議案第9号 令和2年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

まず、決算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入の分担金及び負担金が16億4,014万4,000円ということございまして、事項別明細書のほうにも10ページに詳細が示されております。常備消防と非常備消防の負担金に分かれて、吉川市、松伏町それぞれ負担金が決まっておりますが、この負担金の計算状況について説明をまず求めます。

続きまして、この負担金に関わる問題としては、地方交付税の消防費の基準財政需要額が用いられていると認識をしておりますが、それぞれ吉川市、松伏町の消防費の基準財政需要額がどのくらいだったのかお示しいただきたいと思っております。合計としては幾らになっているのか。

3点目は、この基準財政需要額と負担金との差額についてでございますが、これについてどのように評価をしているのか伺います。

要旨の2点目は、歳出の消防費でございます。14ページをお開きください。今回消防費の不用額が6,521万7,900円となっているところでございますが、常備消防、非常備消防、それぞれ不用額がございます。この不用額の状況について説明を求めます。

続いて、20ページ、同じく消防費の中の償還金についてでございます。常備消防の償還金が1,988万

7,375円、上から5段目ぐらいにあります。続いて、28ページに、ちょうど真ん中から少し下ぐらいに、非常備消防の償還金について625万5,378円となっておりますが、この償還金の内容について説明を求めます。

戻りまして、4ページ、歳出の3款消防費の中にあります翌年度繰越額、繰越明許の内容について説明をいただきたいと思います。

○高橋昭男議長 7番、吉田俊一議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 総務課長の小川です。よろしくお願いたします。

それでは、吉田議員のご質問に順次お答えいたします。1点目の令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入の分担金及び負担金のうち、1番目の構成市町からの負担金の額及び計算方法についてでございますが、常備消防費負担金15億4,456万2,000円のうち、吉川市の負担額は10億1,153万4,000円、松伏町の負担額は5億3,302万8,000円となっております。

負担金の計算方法についてでございますが、常備消防費負担金につきましては、消防組規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は、前年度の地方交付税におきます消防費の基準財政需要額にて案分することとなっております。令和元年度の需要額で案分しているところでございます。

非常備消防費負担金につきましては、吉川市の負担額は6,140万7,000円、松伏町は3,417万5,000円となっております。非常備消防費負担金の計算方法につきましては、同規約附則第3項の規定により、各消防団の運営等に係る人件費や車両、器具維持管理費などに要する費用は、消防団が存する吉川市及び松伏町にそれぞれご負担をいただいているところでございます。

次に、2番目と3番目の消防費、基準財政需要額及び需要額と負担金との差額につきましては、吉川市の令和元年度消防費基準財政需要額が9億5,195万7,000円で、常備消防費及び非常備消防費の負担額が10億7,294万1,000円でございます。比較いたしますと、1億2,098万4,000円の差額となっております。松伏町につきましては、消防費基準財政需要額が5億172万円で、常備消防費及び非常備消防費の負担金額が5億6,720万3,000円でございます。比較いたしますと、6,548万3,000円の差額となっております。

次に、2点目の歳出、消防費のうち、1番目の常備消防費、非常備消防費の不用額の状況についてでございますが、常備消防費は4,604万7,695円、非常備消防費は1,725万5,641円となっております。主な要因でございますが、常備消防費につきましては、給料、職員手当等、共済費の不用額の合計が3,975万1,114円となっております。年度途中で退職者が生じたことによるものでございます。また、新型コロナウイルス感染拡大により、会議や研修などの開催が中止になったことによる研修費及び時間外勤務手当等が要因となっております。

非常備消防費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各事業の中止による費用弁償及び各事業における不用額の積み重ねによるものでございます。

次に、2番目の常備消防費償還金の内容についてでございますが、常備消防費償還金1,988万7,375円につきましては、令和元年度決算に係る繰越金を負担金に係る精算金として、平成30年度消防費基準財政需要額に基づき、吉川市に65.63%の1,305万2,084円、松伏町に34.37%の683万5,291円をそれぞれ償還したものでございます。

繰越金の主な要因につきましては、職員の年度途中の退職者が生じたことによる給料、職員手当、共済費等の不用額及び新型コロナウイルス感染拡大により各事業が中止になったことによる研修費及び時間外勤務手当等が要因となっております。

次に、3番目の非常備消防費償還金の内容についてでございますが、こちらも令和元年度決算に係る繰越金の精算金として、吉川市消防団分625万5,378円を吉川市に、松伏町消防団分426万8,174円を松伏町に、それぞれ収支に応じ償還したものでございます。

繰越金の主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各事業等の中止による費用弁償及び各事業における不用額の積み重ねによるものでございます。

次に、3点目の繰越明許費の内容についてでございますが、吉川市の吉川中央土地区画の番地変更が遅れていた関係で、通信指令システムの改修が令和3年度中の完了となりましたことから、令和3年度に繰り越して使用するため計上したものでございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして再質疑はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 再度のお尋ねをします。

まず、歳入の負担金の関係でございますが、基準財政需要額、吉川市、松伏町それぞれの額と負担金の額を比べますと負担金の額のほうが多い状況になっているわけですが、大きな事業をやるときには基準財政需要額と比べて負担金が増えるという傾向には恐らくなると思うのですが、令和2年度について新型コロナの対応等もあったかと思うのですが、いわゆる地方交付税の基準財政需要額と実際の消防組合の事業費について、何らかの目安とか考え方とかお持ちなのか。それとも、現場の必要な事業の積上げの中で負担金を決めるようなやり方になっているのか。

また、地方債の中には基準財政需要額に算入できるようなものもあると認識をしておりますが、消防組合での地方債の公債費に関してそういったものが適正に処理されているのか伺いたいと思います。

歳入の不用額の常備消防の中で、年度途中退職された方がおられるということで、人件費等の不用額が大きいに説明がありましたが、これはお一人ということなののでしょうか、それとも複数いたということなののでしょうか。

また、新型コロナの対応等、なかなか厳しい状況もあったかと思いますが、消防職員の処遇や職場の運営については問題がなかったのか伺いたいと思います。

○高橋昭男議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、再質問についてお答えいたします。

基準財政需要額と負担金の差額についての評価というところなのでしょうか。それにつきまして、基準財政需要額と構成市町からの負担金、限りなく近い金額になることが望ましいとの考えの下、予算編成をしているところでございます。このことから、予算編成時には、成果の得られない事業、消防行政の役割が既に失われている事業などを把握し、継続性の必要性を含めゼロベースで検討し、継続性の必要性がないものと判断した事業は積極的に廃止して、よりよい目的達成、効果的な事業に重点を置いて予算編成をしているところでございます。市町民の方々に大きな負担をおかけしているところはございますが、消防力の整備指針に基づきまして整備を進め、また社会情勢の変化、市町民のニーズに的確に応じることや、必要な事業については必要最低限の予算配当を行い、消防力の充実強化を図っているところでございます。

続きまして、地方債の適切な執行というところでしょうか。これについては、なるべく平準化になるように私どもも計画的に執行しているところでございます。

続きまして、退職者は何名かというところですが、2名退職をしているところでございます。

処遇については、私ども総務課、消防組合全体として、職員の働き方についてよくなるように進めているところでございます。職員の意見もいろいろ聞きまして対応しているところでございます。やめた原因というのは自己都合によるものでございますので、処遇については問題ないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○7番 吉田俊一議員 終わります。

○高橋昭男議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。



◎第10号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第10号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第10号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,675万7,000円を増額し、予算の総額を17億9,717万円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど認定を賜りました令和2年度決算に伴う前年度繰越金の増額を行うものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、決算による繰越金を構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

債務負担行為の追加など詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 消防長の黒田でございます。よろしく願います。

それでは、第10号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書7ページ、8ページをお開きください。4款繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました令和2年度決算におきまして歳入歳出差引残額6,472万5,344円が生じたので、令和3年度への繰越明許費繰越額297万円及び令和3年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた5,675万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。歳出、3款消防費、説明欄上段の財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました常備消防費繰越金を負担金に係る精算金として、4,348万5,000円を負担割合に応じまして、吉川市に2,847万8,000円、松伏町に1,500万7,000円をそれぞれ償還するものでございます。

次に、吉川市及び松伏町消防団運営事業におきます非常備消防費償還金でございますが、前年度非常備消防費繰越金のうち吉川市消防団分879万8,000円を吉川市に、松伏町消防団分447万4,000円を松伏町に、それぞれ収支に応じ償還するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、複合複写機延長使用契約など5件の追加となっております。こちらにつきましては、いずれの事業も令

和3年度末にて契約期間が満了となり、各課の事務作業や保安管理委託業務などを維持するため継続した契約が必要でありますことから、追加させていただくものでございます。

以上で、第10号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、7番、吉田俊一議員の質疑を許可します。

通告第1号、7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 議長、通告取り下げます。

○高橋昭男議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第10号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案 令和3年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時38分